



平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 みずほ信託銀行株式会社
代表者名 取締役社長 池田 輝彦
本店所在地 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
コード番号 8404 (東証第一部、大証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 27 日開催予定の第 136 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)、「会社法施行規則」(平成 18 年法務省令第 12 号) および「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことなどに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 当社が設置する機関についての規定を新設するものであります。(変更案第 33 条、第 41 条、第 52 条から第 55 条まで、9 頁、10 頁、11 頁から 12 頁まで)
- (2) 当社が株券を発行することを明確にするための規定を新設するものであります。(変更案第 7 条、2 頁)
- (3) 株主総会の招集地を「東京都区内」とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第 22 条、7 頁)
- (4) 株主総会参考書類等をインターネットにより提供することを可能にするための規定を新設するものであります。(変更案第 24 条、7 頁)
- (5) 取締役の解任決議が普通決議とされたことを踏まえ、定足数を 3 分の 1 とする旨の規定を新設するものであります。(変更案第 31 条、8 頁)
- (6) 社外監査役との間に責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第 51 条、11 頁)
- (7) 各種優先株式にかかる諸規定について、会社法の種類株式に関する規定に沿って変更するものであります。(変更案第 5 条、第 12 条から第 20 条まで、2 頁、4 頁から 6 頁まで)

- (8) 上記のほか、会社法の条文および用語に合わせて規定を整備するとともに、会社法施行に伴い不要となる規定の削除、条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

変更の内容および理由は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由												
(公告) 第4条 当会社の公告は、 <u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u>	(公告方法) 第4条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する <u>方法により行う。</u>	・会社法の条文および用語に合せた規定の整備												
第2章 株式	第2章 株式													
(発行する株式の総数) 第5条 当会社の発行する株式の総数は、 <u>160億株とし、このうち137億株は普通株式、3億株は第一種優先株式、8億株は第三種優先株式、4億株は第四種優先株式、4億株は第五種優先株式(いずれも第9条の8および第9条の9の規定により普通株式に転換される優先株式をいう。なお第五種優先株式は第9条の5第3項により償還され得る。)、4億株は第六種優先株式(第9条の5第3項の規定により償還され得る優先株式をいう。)</u> とする。ただし、 <u>普通株式につき消却があつた場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があつた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</u>	(発行可能株式総数) 第5条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>16,000,000,000株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</u> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">13,700,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第一種優先株式</td> <td style="text-align: right;">300,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第三種優先株式</td> <td style="text-align: right;">800,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第四種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第五種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> <tr> <td>第六種優先株式</td> <td style="text-align: right;">400,000,000株</td> </tr> </table>	普通株式	13,700,000,000株	第一種優先株式	300,000,000株	第三種優先株式	800,000,000株	第四種優先株式	400,000,000株	第五種優先株式	400,000,000株	第六種優先株式	400,000,000株	・会社法の条文および用語に合せた規定の整備
普通株式	13,700,000,000株													
第一種優先株式	300,000,000株													
第三種優先株式	800,000,000株													
第四種優先株式	400,000,000株													
第五種優先株式	400,000,000株													
第六種優先株式	400,000,000株													
(自己株式の取得) 第5条の2 当会社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもつて自己株式を買受けることができる。</u>	(自己の株式の取得) 第6条 当会社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によつて、市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ												
(新設)	(株券の発行) 第7条 当会社は、 <u>株式に係る株券を発行する。</u>	・会社法施行により当社が株券を発行することを明確にするための規定の新設												
(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行) 第6条 当会社は、普通株式、第一種および第三種から第六種までの優先株式いずれについても、 <u>1,000株をもつて株式の1単元とする。</u> ② 当会社は、 <u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u> に係わる株券を発行しない。ただし、 <u>株式取扱規則に定めるところについてはこの</u>	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当会社の単元株式数は、普通株式、第一種および第三種から第六種までの優先株式いずれについても、 <u>1,000株とする。</u> ② 当会社は、 <u>単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u> に係わる株券を発行しない。ただし、 <u>株式取扱規則に定めるところについてはこの限りで</u>	・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ ・当社における規程体系見直しに伴い、規程名称を「株式取扱規則」から「株式取扱規程」に変更												

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
限りでない。	ない。	
(単元未満株式の買増し) 第6条の2 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則の定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	(単元未満株式の売渡請求) 第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
(株券の種類) 第7条 当社の発行する株券の種類は、取締役会の定めるところによる。	(削除)	<ul style="list-style-type: none"> ・変更案第11条に定める株式取扱規則へ併合
(基準日) 第9条 当社は、毎年3月31日における株主名簿に記載または記録された最終の株主をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項のほか、必要あるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された最終の株主または登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主または質権者とする。	(基準日) 第10条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
(名義書換代理人) 第7条の2 当社は株式につき名義書換代理人を置くことができる。 ② 当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 ③ 第1項により名義書換代理人を設置した場合は、当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)ならびに株券喪失登録簿は株式名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。	(削除)	<ul style="list-style-type: none"> ・株式事務自営のため削除
(株式取扱規則) 第8条 株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主の届出事項、株券の再発行・返還、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱および手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第11条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主総会に係る請求または通知の方法は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ ・株主総会に係る請求または通知の方法については、株式取扱規則によることといたします

現行定款	変更案	変更の理由
<p>第2章の2 優先株式</p> <p>(優先利益配当金)</p> <p>第9条の2 当社は、第28条に定める利益配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）に対し普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、第一種優先株式の場合は1株につき年38円、第三種優先株式の場合は1株につき年10円、第四種および第五種の優先株式の場合は1株につき年20円、第六種優先株式の場合は1株につき年40円をそれぞれ限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額の利益配当金（以下「優先利益配当金」という。）を支払う。ただし、当該営業年度において第9条の3に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>② ある営業年度において優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先利益配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。</p> <p>③ 優先株主に対しては、優先利益配当金を超えて配当はしない。</p>	<p>第3章 優先株式</p> <p>(優先配当金)</p> <p>第12条 当社は、第57条に定める剰余金の配当については、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）に先立ち、それぞれ次の額を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額に基づく金銭による剰余金の配当（以下「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において第13条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。</p> <p>第一種優先株式 1株につき年38円 第三種優先株式 1株につき年10円 第四種優先株式 1株につき年20円 第五種優先株式 1株につき年20円 第六種優先株式 1株につき年40円</p> <p>② ある事業年度において優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③ 優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当はしない。</p>	<p>・ 章数の繰下げ</p> <p>・ 会社法の条文および用語に合せた規定の整備</p> <p>・ 条数の繰下げ</p>
<p>(優先中間配当金)</p> <p>第9条の3 当社は、第29条による中間配当を行うときは、優先株主に対し普通株主に先立ち、優先株式1株につき優先利益配当金の2分の1を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭（本定款において「優先中間配当金」という。）を支払う。</p>	<p>(優先中間配当金)</p> <p>第13条 当社は、第58条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し普通株主に先立ち、前条第1項本文で定める額の2分の1を限度として、発行に際して取締役会の決議で定める額に基づく金銭（本定款において「優先中間配当金」という。）を支払う。</p>	<p>・ 会社法の条文および用語に合せた規定の整備</p> <p>・ 条数の繰下げ</p>
<p>(残余財産の分配)</p> <p>第9条の4 当社の残余財産を分配するときは、優先株主に対し普通株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>第一種優先株式 1株につき500円 第三種優先株式 1株につき150円 第四種から第六種までの優先株式 1株につき400円</p> <p>② 優先株主に対しては、前項のほか残余財産の分配はしない。</p>	<p>(残余財産の分配)</p> <p>第14条 (現行のとおり)</p>	<p>・ 条数の繰下げ</p>
<p>(優先株式の買受けまたは消却)</p> <p>第9条の5 当社は、いつでも優先株式を買受け、これを保有し、または株主に配当すべき利益をもつて当該買入価額により消却することができる。</p> <p>② 前項に基づく優先株式の買受けまたは消却は、いずれか一または複数の種類の優先株式につき行うことができる。</p> <p>③ 当社は、第五種および第六種優先株</p>	<p>(優先株式の取得)</p> <p>第15条 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>当社は、第五種および第六種優先株式</p>	<p>・ 会社法の条文および用語に合せた規定の整備</p> <p>なお、第五種および第六種優先株式の取得日については、株主総会に諮りする旨明確化いたします</p>

現行定款	変更案	変更の理由
<p>式については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期および償還価額で、当該優先株式の全部または一部を強制償還することができる。</p> <p>④ 前項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部償還をするときは、<u>抽選その他</u>の方法により行う。</p>	<p>については、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める時期以降、株主総会の決議で別に定める日に、発行に際して取締役会の決議でそれぞれ定める取得価額で、当該優先株式の全部または一部を取得することができる。</p> <p>② 前項に基づき、いずれかの種類の優先株式の一部を取得するときは、<u>抽選または按分比例</u>の方法により行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条数の繰下げ
<p>(議決権)</p> <p>第9条の6 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>ただし、優先株主は、優先利益配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先利益配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。</p>	<p>(議決権)</p> <p>第16条 優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
<p>(株式の併合または分割、新株引受権等)</p> <p>第9条の7 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>② 当社は、優先株主には新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。</p>	<p>(優先株式の併合または分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等)</p> <p>第17条 当社は、法令に定める場合を除き、優先株式について株式の併合または分割を行わず、また優先株主に対しては、株式無償割当てを行わない。</p> <p>② 当社は、優先株主に対しては、募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債または分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
<p>(普通株式への転換)</p> <p>第9条の8 第一種および第三種から第五種までの優先株主は、当該優先株式発行に際して取締役会の決議で定める転換を請求し得べき期間中、当該決議で定める転換の条件で当該優先株式の普通株式への転換を請求することができる。</p>	<p>(優先株式の取得請求)</p> <p>第18条 第一種および第三種から第五種までの優先株主は、発行に際して取締役会の決議で定める取得を請求することができる期間(以下「取得請求期間」という。)中、当社に対して当該優先株主の有する優先株式の取得を請求することができる。当社は、当該優先株式の取得と引換えに当該優先株主に対して当社の普通株式を交付することとし、当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数等の取得の条件は、当該取締役会決議で定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
<p>(普通株式への一斉転換)</p> <p>第9条の9 <u>転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかつた第一種および第三種から第五種までの優先株式は、同期間の末日の翌日（以下「一斉転換日」という。）をもって、当該優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>この場合、当該平均値がそれぞれ次に定める金額を下回るときは、第一種および第三種から第五種までの優先株式1株の払込金相当額をそれぞれ次に定める金額で除して得られる数の普通株式となる。</p> <p>第一種優先株式 80円 第三種優先株式 当該優先株式1株の払込金相当額を当初の<u>転換比率</u>で除した額の75%に相当する額（その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）</p> <p>第四種および第五種優先株式 優先株式発行に際して取締役会で定める額</p> <p>② 前項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、<u>商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</u></p>	<p>(優先株式の一斉取得)</p> <p>第19条 <u>当会社は、取得請求期間中に取得請求のなかつた第一種および第三種から第五種までの優先株式を、同期間の末日の翌日（以下「一斉取得日」という。）をもって取得し、これと引換えに当該優先株式の優先株主に対して当会社の普通株式を交付する。この場合、当該優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、当該優先株式1株の払込金相当額を当会社の普通株式の時価で除して得られる数とする。ただし、普通株式の時価は、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</u></p> <p>② 前項の平均値がそれぞれ次に定める金額を下回るときは、第一種および第三種から第五種までの優先株式1株の払込金相当額をそれぞれ次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</p> <p>第一種優先株式 80円 第三種優先株式 当該優先株式1株の払込金相当額を当初定められた当該優先株式1株の取得請求により交付する普通株式の数で除した額の75%に相当する額（その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）</p> <p>第四種および第五種優先株式 優先株式発行に際して取締役会で定める額</p> <p>③ 前二項の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、<u>会社法第234条の規定によりこれを取扱う。</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
<p>(優先順位)</p> <p>第9条の10 当会社の発行する各種の優先株式の優先配当金および残余財産の支払順位は同順位とする。</p>	<p>(優先順位)</p> <p>第20条 (現行のとおり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・条数の繰下げ

現行定款	変更案	変更の理由
第3章 株主総会	第4章 株主総会	・ 章数の繰下げ
(総会の招集) 第10条 定時株主総会は、毎営業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある <u>ごと</u> に招集する。	(招集) 第21条 <u>当会社の定時株主総会は、毎営業年度終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u>	・ 会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・ 条数の繰下げ
(新設)	(招集地) 第22条 <u>株主総会は、東京都区内において招集する。</u>	・ 会社法施行により株主総会の招集地についての制限が見直されたことを踏まえ、「東京都区内」とする旨の規定を新設
(総会の議長) 第11条 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長事故あるときまたは欠員なるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	(招集権者および議長) 第23条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、または議長となる。</u>	・ 会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・ 条数の繰下げ
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示) 第24条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</u>	・ 会社法施行により株主総会参考書類等のインターネットによる提供が認められたことを踏まえ、規定を新設
(決議の方法) 第12条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数で行う。 ② <u>商法第343条に定める決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>	(決議の方法) 第25条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>	・ 会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・ 条数の繰下げ
(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当該株主総会において議決権を行使することができる当会社の株主を代理人として議決権を行使することができる。 ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書類を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) 第26条 株主は、 <u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	・ 会社法の条文および用語に合せた規定の整備 なお、代理人による議決権行使については、従前のおおりといたします ・ 条数の繰下げ

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役が署名または記名捺印し、当会社に保存するものとする。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第27条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語ならびに議事録の電子化に備えた規定の整備 ・条数の繰下げ
<p>(種類株主総会)</p> <p>第14条の2 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第11条、第13条および第14条の規定は種類株主総会にこれを準用する。</p>	<p>(種類株主総会)</p> <p>第28条 種類株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第324条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>③ 第22条から第24条まで、第26条および第27条の規定は、種類株主総会について、これを準用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第5章 取締役および取締役会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・章数の繰下げ
<p>(定員)</p> <p>第15条 当会社に取締役15名以内を置く。</p>	<p>(員数)</p> <p>第29条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
<p>(選任方法)</p> <p>第16条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第30条 (現行のとおり)</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ (現行のとおり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
<p>(新設)</p>	<p>(解任方法)</p> <p>第31条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・なお、取締役の解任決議が普通決議とされたことを踏まえ、定足数については、選任の場合と同様に3分の1といたします
<p>(任期および補充選任)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>② 増員または欠員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第32条 取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
(新設)	(取締役会の設置) 第33条 当社は、取締役会を置く。	・会社法施行により当社が設置する機関についての規定を新設
(役付取締役、代表取締役の選任) 第19条 取締役会の決議をもって、会長および社長各1名、ならびに副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。 ② 取締役会の決議をもって、前項の役付取締役の中より会社を代表すべき取締役を定める。	(代表取締役および役付取締役) 第34条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。 ② 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
(新設)	(取締役会の招集権者および議長) 第35条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、または議長となる。	・取締役会運営の明確化のための規定の新設
(取締役会) 第18条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし緊急の必要あるときはこの期間を短縮することができる。 ② 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。 ③ 取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役が署名または記名捺印して当会社に保存するものとする。	(取締役会の招集通知) 第36条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	・取締役会運営の明確化のための規定の整備 ・条数の繰下げ
(新設)	(取締役会の決議方法等) 第37条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。	・取締役会運営の明確化のための規定の新設
(新設)	(取締役会の議事録) 第38条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印し、または電子署名を行う。	・取締役会運営の明確化および議事録の電子化に備えた規定の新設
(新設)	(取締役会規程) 第39条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。	・取締役会運営の明確化のための規定の新設

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
<p>(取締役の報酬) 第20条 取締役の報酬は、株主総会で定めるものとする。</p>	<p>(報酬等) 第40条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>第6章 監査役および監査役会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・章数の繰下げ
<p>(新設)</p>	<p>(監査役および監査役会の設置) 第41条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法施行により当社が設置する機関についての規定の新設
<p>(定員) 第21条 当会社に監査役5名以内を置く。</p>	<p>(員数) 第42条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
<p>(選任方法) 第22条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>(選任方法) 第43条 (現行のとおり) ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
<p>(任期および補充選任) 第23条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。 ② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>(任期) 第44条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
<p>(常勤の監査役および常任監査役) 第25条 監査役は、互選をもつて常勤の監査役を定める。 また、互選をもつて常勤の監査役のうち常任監査役を若干名定めることができる。</p>	<p>(常勤の監査役) 第45条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・なお、常任監査役に関する部分は制度廃止に伴い削除 ・条数の繰下げ
<p>(監査役会) 第24条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。 ③ 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役が署名または記名捺印して当会社に保存するものとする。</p>	<p>(監査役会の招集通知) 第46条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査役会運営の明確化のための規定の整備 ・条数の繰下げ

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
(新設)	(監査役会の決議方法) 第47条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	・ 監査役会運営の明確化のための規定の新設
(新設)	(監査役会の議事録) 第48条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに記名押印し、または電子署名を行う。	・ 監査役会運営の明確化および議事録の電子化に備えた規定の整備
(新設)	(監査役会規程) 第49条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	・ 監査役会運営の明確化のための規定の新設
(監査役の報酬) 第26条 監査役の報酬は、株主総会で定めるものとする。	(監査役の報酬等) 第50条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	・ 会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・ 条数の繰下げ
(新設)	(社外監査役との責任限定契約) 第51条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円以上であらかじめ定められた額と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を社外監査役と締結することができる。	・ 会社法施行により社外監査役との責任限定契約が認められたことを踏まえ、社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の既定を新設
(新設)	第7章 会計監査人	・ 章の新設
(新設)	(会計監査人の設置) 第52条 当社は、会計監査人を置く。	・ 会社法施行により当社が設置する機関についての規定を新設
(新設)	(選任方法) 第53条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。	・ 会計監査人の選任方法に関する規定の新設
(新設)	(任期) 第54条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。	・ 会計監査人の任期に関する規定の新設

現 行 定 款	変 更 案	変更の理由
(新設)	(報酬等) 第55条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	・会計監査人の報酬等に関する規定の新設
第6章 計算	第8章 計算	・章数の繰下げ
(営業年度) 第27条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、 <u>営業年度末ごとに決算を行うものとする。</u>	(事業年度) 第56条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。	・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
(利益配当金の支払) 第28条 利益配当金は、 <u>毎営業年度末日における株主名簿に記載または記録された最終の株主または登録質権者に配当する。</u>	(定時株主総会決議による剰余金の配当) 第57条 定時株主総会の決議による剰余金の配当は、 <u>毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して行う。</u>	・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
(中間配当) 第29条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における株主名簿に記載または記録された最終の株主または登録質権者に対し、 <u>商法293条ノ5の規定に従い金銭の分配（本定款において「中間配当」という。）をすることができる。</u>	(中間配当) 第58条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、 <u>会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる。</u>	・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ
(優先株式および転換社債の転換と配当) 第30条 第一種および第三種から第五種までの優先株式および転換社債の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、 <u>転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があつたものとみなしてこれを支払うものとする。</u>	(削除)	・会社法の条文および用語に合せた規定の整備
(配当金の除斥期間) 第31条 利益配当金および中間配当金は、 <u>支払開始の日から5年を経過したとき、当社は支払の義務を免れるものとする。</u>	(剰余金の配当等の除斥期間) 第59条 剰余金の配当および中間配当は、 <u>支払開始の日から満5年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u>	・会社法の条文および用語に合せた規定の整備 ・条数の繰下げ

以 上